

昭和二十八年七月二十日(月曜日)午後一時四十三分開会

五事

たします。先例

てやらなければならぬのかという点

の義務のあるものを、それをやらない

従つて同法第一条第一項の各号を削除

して、或いは行為のすべての損害を補償すべきである、こういうようにまあ言うておられる。民法の原則によつてはこうした駐留軍が原因を与えた行為の補償はできないという議論があるから本法案を提出したと、こういうふうになつてゐるのですね。議論があるからこういう法案を提出したということ

ものと相成るかどうかは疑問の場合があるとは考えております。只今お説のように、又我々といたしまして前に御説明申上げたように、そういうような疑点もなくし、速かにこの法律によつて直接に間接の被害等も払い得るようになつたしたいと、こういうふうに考えた次第でございます。

ことを決定するものは如何なる機関を以て決定して参りますのか、その機関の構成並びにこれに対する法律の裏付けがありますならば、総理府令で定めたとというような、若し決定機関の構成がありますならば、それをお話し願いたい。

○説明員（大石孝章君） 清澤委員の御

には当然損害を受けた者が発言権を有して審議の過程に存在することが私は一番妥当な結論を得るかと思うのであります。今までこういう審議会等でものを決定せられますとき、多くそういう形がとられませんが結果が非常にまづいい、押付けたものが出る。結局すれば、裁判所におきますところのいろ

しては、重ねて訴願の形でもう一度できる。それについてなお損失の補償の類について御異議があるということになりますれば、国を相手として訴えの提起ができる、そういう段階的な手続をこの法律で規定いたしておる次第でございます。

○清澤俊英君　実際問題としては非常

になりまふと、結局しなければならぬといふ、民法では補償することができな
いといふような議論、解釈ができる
と、こういうふうに、まあ一応そうい
うものがある、だからまあこういうも
のを出した、こういう恩恵的なことを
言われているのでありますが、そうし
まふと、この法律によつて、結局

○清澤俊英君　そうすると、究極的にはこういふふうにと受取つておればいいんですな。とにかく一つの損害があつたら、その損害を事実として、この法案を活用してその損害には何らかの処置が講ぜられると、こういうふうに考えておればいいわけですか。

質問は、この補償の有無或いは補償の額、これを決定する機関の構成はどうかという御質問でございますが、この本法律案を御審議願うと共に、調達庁設置法の一部改正法案も併せて内容的には御審議願つておるわけであります。が、それに基づきまして、調達庁設置法

いろの調停裁判等の構成などを見ますと、そこには必ず原被告共出席している。こういう形をとつて、その発言が相当の有効性を持ちまするとき、まあそれでもなか／＼両者の納得は行かないで面倒が生じて来るのであります。が、ただ経験、權威ある者がきめたの

に親切のようにできておりますが、先ほどのこの法案がなぜ特別法によつてやられるんだかという御質問をいたしましたとき、いろいろ疑義の点があつて法律だけでは頼れん点もあるから、こういう法律を以てなおよく一般の被害に対して全部通してやろうとい

あなたが説明しておられるように、民法で以て損害を補償するものだという結論が出て参りますならば、この法案は要らなくなつて、それで行けばよいのか、どういふのかということがそこに残りますが、それらの点はどういふふうにお考えになりますか。

○**清澤俊英君** その次に、ここで大體のことが書いてありますので、条文中の細かい点を一、二お伺いしたいと思いますが、この一条の「政令で定めるその他の事業」とはどういうことを指しているのか、具体的に一つ知らして

の一部改正によりまして、中央調達不動産審議会、地方調達局におきましては地方調達不動産審議会というものは改正が行われまして、農業関係、林業関係、それから水産業関係等の学識経験者、専門家というようなかたに審議会の委員として御参加頂きまして、調達行長官がそれを決定します場合に、

だというだけで押付けて行くということとは非常に無理が生ずる處れがあると思うのであります。そういう点についてはどういふふうにお考えになりますか。

○説明員(大石孝章君) お答へ申し上げます。いろ／＼御質疑の点、私どもも御尤もだと存じます。ただ手売肉こ

うものである、こういう御説明であつた。結局しますならば、本案自身は民法等を中心にした現実的な解決をして行こう、こういうことが趣旨のように考えられる。ところが第一回で、私どもはこれを坊主決定と言うのであります、結局当人の方の意思と発言を十分

○政府委員(根道広吉君) 先刻申しました義務と申しまするのは、即ち日本国といたしまして、米軍に施設、区域等を提供しなければならん義務があると申上げたわけであります。それに關連しまして、各種の形態においていろいろな損害が日本国民に起る場合がある

頂きたいと思います。

○説明員(大石孝章君) お答え申し上げます。各省間において種々検討して参つておつたわけでございますが、なお現在も検討中でございますが、提案者でありますところの考えは、現在教育事業、それからもう一つは海上運送事

寫とその御意見等を拝覽いたしまして、その答申を尊重して決定するといふことになる次第であります。

○清澤俊英君 この審議中には、現に損害をこうむつて来ておる者はその審議に立会ふことはできないのですか。

○説明員(大石孝章君) 申請人のかた

は、そういうような申請者のかたが、一々の協議の段階に参加してそれを決定するという手続はとらない。無論この審議会におきましても、そういう申請者のかたの御意見なり何なりというものは全部代表されるような形になつておりますが、そういう協議そのものに

が公正妥当という線を出しておる。直接被害者でない者はどうかといったら、公正妥当というものはなか／＼そこに食い違ひができて出て来ない。それだからまあお前は不服があるなら、いまだ總理大臣に第四条の手続で申請して、それで又再審査をして

るわけであり、これは又多種多様でございまして、又直接の場合あり、間接の場合あり、いろいろなことが又あるだろうと思ふのであります。一般論といたしまして、その場合いろいろ種類の損害が発生いたしましたして、政府といたしまして、これは是非補償をしなければならぬものというふうに考

業、これは海上運送法或いは船舶運送法に基くところの事業でございますが、それらをいろいろ研究中でございます。

○清澤俊英君　その次には第二条の三項に移りまして、結局第二条の三項におきますところ「損失の有無及び損失を補償すべき場合」とは、補償の額

の御意見は、無論申請書によつて承知いたすだけではなくて、必要があれば私どものほうから直接お目にかかり、或いは御意見も拝聴するというような、手続進行中にそういう機会がしばしばあるかと思ひます。

○清澤俊英君　私の言うのは、その審議委員の中に、委員とするわけではあ

は御参加頂かないで、ただ被害を受けました申請者は、都道府県を経由し、内閣総理大臣に持つて来る場合に、御自分の被害を受けたという、従つて補償を要求するという、そういう権利の主張は最後まで通せるわけでございます。そうしてそういうことで決定いたしました。

それを決定してやる、それでもまだ不服のときは国へ訴えろ、これは訴えることは民法によつて訴えるのだらうと手続をしなければならぬならば、初めから訴訟をやつたほうがいいじやないかと思うのですが、結局しますなら

えまして、これが直ちに補償できる

を決定し、」とありますが、こうい

りませんが、でなくとも、その審議中

お納得が行かないという向きにつきま

れば、できないということを見越して

の、よく／＼のものでなければならぬといふことを見越しての処置になつておるか、こう思ふので、従つて私はこの審議会の中にどうしても当事者を参加せしめて、それに相當の発言権を行わしめて、そうしてそのあとでやはり或る程度までの了解を得たところで、相當の食い違ひを残して、それを審議会が最後の決定をとられるといふことが最も妥當だと思ふが、長官はどういうふうに考えておられるか。

○政府委員(根道広吉君) 只今のお話はございすが、この一応の補償の決定は調達庁長官がこれを行政的に扱うわけでありすが、その過程におきまして、最後の決定をいたします前に、この審議会において学識経験者等の意見も徴するための諮問機関を設けてあるわけでありすが、勿論當の被害者に関しましては、調達庁の地方、中央を問わず、あらゆる段階において常時接触いたしまして、あらゆる議論を聞き、意見も聞きましてやるわけでありすが、又非常にもむづかしい問題であります。又非常な場合には、その委員会に参考人としてそういうような人を呼んで、その意見を聞くという途がないわけではございせんが、只今までのところ、大体においてはそういうようなことまでになつておりません。併し現実問題といたしましては、我々のところには、地方局と言わず、本庁の關係のところは勿論、私のところでも常時陳情者のかたが参つておりまして、それらの者と私としても直接に十分意見は聞きあつておるわけでありすが、今申しました裁判所に訴え得るというものは、そういうような段階を尽した後に、政府が或る程度の決定

を補償しなければならぬというやうな段階においてはお不服があるというやうなときも考慮しておりまして、當時にありましては、常に被害者の意見をよく聞いて、それに基いて大体においては一応の納得が行つたというものが、正直に申しますれば、それが委員会にかかるとありますから、十分御疑問のやうな点を氷解するやうに當時努力は払つておるわけでありすが、

○清澤俊英君 この問題に對しましては、議論してもいけませんから、被害者の意見は相當尊重して、それと協調を保ちつつ決定して行くということを明確にして、これでその点は打切るわけでありすが、

あと二、三あります。第一に、第一の三項の損害を与える行為、この損害を与えざる行為が、第一、二、三とあつて、第三号は政令で前例並びに前に生じた事故等を中心にして三十四種目を大體行為として決定せられておるというふうに御説明になつたやうだと思ひますが、そこでこの決定せられた政令のほかに新しいことへ事実が出て来たとする、ほかに事実が出て来たという場合には、この法の精神から行かざるならば、當然それは何らかの、これは三十四種目の政令にもないし、法律の一、二にも三にも該当しないからというやうなことが起きやしないかという心配が出来ますので、そういう場合にはどういふふうのお取扱いが願えるのか。

○政府委員(根道広吉君) そういう場合には、當然に必要に応じて政令を改正しなければならぬものと考えております。○清澤俊英君 まあそれはそれに違ひ

ないと思ひますので終りますが、その次にお伺ひしますのは、これは假想でありまして、そうたくさんはありますまいと思ひますが、假に一つの事故が起きまして、その事故が二つの別な立場に立つ者に大きな損害を与えた、こういう場合が生じたときは、そういう場合に於いては、その損害を与えられた二つの立場の人が両方から相互に申請したとせば、これは解決しないのかどうかということ。これを具體的の一つの假想例として申し上げます。或る耕地が災害によつて消滅したとします。耕作もできない不毛地に歸して、これは問題にならない。従つてこれは國家で買上げてもらつて、何か沼沢か、荒野にでも直さなければならぬ。こういうやうな場合が出たとき、そこには耕作権者、小作人と地主という二つのものが存在しますが、こういう場合には大體両方その損害を要求しなかつたならば、これは解決せんのか、或いは小作人だけがこれを耕作権としてその損害を要求するののか、或いは地主だけがこれを要求して来た場合に、一方が忘れておるといふ場合がある。そういう場合にその取扱いはどういふふうにしてお取扱いを頂けますか。これは現にあなたがたに、たくさん今日までにあつて、未解決に属しておるものが基地の設置等で農地の買上をしておるんですが、そういう場合にこの問題が始終出まして、何らかの解決には私の知つておる範囲では明確なものがないで常に力の強いものが勝つてゐる。こういう形になつておりますが、この機会にこういう損害が若し出た場合には、どういふふうのお取扱いをなさるのか、どういふふうにするの

が一番理想的なのかということをおこの機会に明確にしておきたいと思ひます。○政府委員(根道広吉君) 只今農耕地の所有者と耕作権者というやうな例が出されました。そのやうな場合に大抵一緒になつて問題が起つて来るわけでありすが、この問題は適切ではございせんが、そういうやうな例の場合を申し上げますと、我々としては多くの場合にそういうものが同時に存在するといふことを知つておるわけでありすが、だから損害としては原則として申請によつてこれは扱うのです。例えは我々はそういう権利者があつて、そういう損害を受けておるといふ事実を知つておりますときには、むしろそういう被害者に対しては、我々のほうから申請書を出すやうにということをして、現実の處理はいたしておるわけでありすが、恐らく實際の上の第三者にも明白な或いは証明も立つやうな申請がある場合には、これは無視されるやうなことは万ないと思ひます。

○清澤俊英君 どうもおつしやることは誠に結構でございますが、現実にやられております場合に、この土地の取上げに對して一坪何万円、これでばんと行く。その中には耕作権も入つてゐるんだ。こういう形ではどういふふうに出るのではないかと思ひます。これは地主に行くものが幾ら、耕作人に行くものが幾らということが初めから折衝を続けられ、はつきりしたものが指示して出されておりますかどうか。

○説明員(大石重雄君) 土地の買収等の場合に所有権と耕作権と如何ようにして扱つておるかという御質問のやうに拝したのであります。扱ひ方は両方とも先ほど長官からお答えしたやう

にはつきりとしたて扱ふことになつております。ただ前に一部従前の契約の關係で所有権者とだけ契約しておる。そうして而も所有権者が耕作人あるいは耕作権を持つておつたものとの間の調整を図るというやうな建前になつておつた場合におきましては、過去におきまして、その所有権者と耕作権者の間を、所有権者においてきちんと解決するといふことを条件といたしまして、國は所有権者とだけ売買契約を行なつたという実例がございすが、

○清澤俊英君 それがどうもおかしいのです。どんな契約がそんな際にあつたかも知れないが、ともかく耕作権というそこに耕作して利益を擧げておるものと、土地を貸しておるものと違ふんだ。はつきり違つておるんだ。それから、それから現在あなたがたがおつしやるやうな取扱いをしておられるので、ほん／＼で紛争を起しておる。役場にちよつと金が来て、これはこれの損害金なんだ。耕作人はその中に耕作人の分け前がこれだけある。片一方は何せんものはないのだといふこと、ほん／＼で争ひが起つておる。その場合に不服を申立てまして、耕作権者がはつきり耕作権の損害が不服である。こういう申立をいたしました際には、それを取上げてでも、これは再分配をして頂けるのかどうか。やつてしまつた、おれは地主のほうにこれだけ払つたんだ、お前たち勝手に話を付けて、こういうやり方は私はないと思ふ。はつきりここにあるんだ。これは甚だ今までのやつは間違つた取扱いをせられてゐると思ふ。局長の言われるやうに注意をして、耕作人、お前にもあるのだから、お前も申請せよ。地主、

お前にもあるのだから申請しと注意して、そこで区別してきちんとしたものを補償してやるのが私は本当だと思ひます。局長の言われることは、誠によくわかりませんが、実際行われているのは、あなたが言う通りなんだ。それが大部分泣き寝入りが多いのです。十万円もらつて一万円ももらえないというのが出て来ている。これはとんでもない間違ひだと思ふ。ほう／＼ある。あなたがおつしやる通ひのことが行われているが、それが間違ひでありますから、今度から私は両方に正當の請求をさせて、初めからきちんとしたものとして、殊に農林省等からも参加せられるような審議会もできておられますから、そういう問題に対する紛糾に対する非常に練達機能のものが地方にはたくさんありますから、こういうものを中に入れて、ここに分配の公平を欠かない。損害の分け前の公平を欠かないようなお取扱いを今回からやつて頂きますかどうか。

○千田正君 只今の清澤委員の御質問に附随して聞きたいのですが、第一条の「従来適法に農業、林業、漁業又は政令で定めるその他の事業を営んでい

た者がその事業の経営上損失をこうむつたとき」というのがありますが、只今清澤委員の御質問の通り、この法案を出す際に、農業の経営者といふものを、いわゆるこの法案の対象になるものが地主、いわゆる土地の所有者並びに耕作権を所有して、いわゆる農業を営んでいるものと、いづれを対象にしてあなたがこの法案を作られたのか、その点を明確にして頂きたいと思ひます。

○説明員(大石孝章君) 千田委員の御質問にお答えします。この法案の対象となりますところの、従来適法に事業を営んでおられるそれが、農業の場合には勿論耕作権者と解します。

○千田正君 そうしますと、只今の清澤委員から御質問があつた問題は、当然耕作権者に、いわゆる農業、事業経営者であるところの耕作権を所有している耕作権者にその損失の賠償をやるべきものと首肯するが、その通りなのであります。

○説明員(大石孝章君) 御意見の通りでございます。ただ説明申し上げますと、清澤委員の御質問の内容は、一般的に国が施設区域として土地等を買収したり、或いは賃貸借契約なんかをする場合に、その所有権者以外に耕作権者ともいふものを扱わねばいけません。その点につきましても、調達庁におきましても、現在のやり方は所有権者並びに耕作権者を区別して扱つていふ次第であります。前にたまたま所有権者等のみ契約いたしましたとして、耕作権者との関係は、所有権者においてこれを調整するといふことを条件として契約した事例があるというお答えを申上げた次第であります。

○千田正君 その点明確になりましたが、そうしますと、この法案の作られた対象といふものは、飽くまで農業の場合は農業を営んでいるところの耕作権者に対して損害が生じた場合には、これを補償する。こういうわけでありませう。

○説明員(大石孝章君) さようでござります。

○清澤俊英君 あと一点だけお伺いして、ほかに御質問のかたがあると思ひますので、私の質問を終わりたいと思ひます。いろいろ答弁を頂いておりましたので、一つのこれも仮定を申上げて、そういう場合にどういう取扱いをして頂けるのかというやつを、具体的に一つお伺いしておきたい。仮に飛行機などが落ちまして、そして家が焼けてしまつたとか、或いは破損したとか、怪我人が出たとか、或いはそこに死亡者が出たといふような場合、今までは立川等でありましたような、いつでもは立川の問題ならん見舞金で追つ払われている。これが今までの順序であります。それがいかんからと言ふので今度からいふ法律が出てこれる今度お取扱ひになる、こうしました場合に死傷者等が出ましたならば、それに対しては今度はどういうような標準で損害を補償せられるという大体お考えをお持ちになつておられるのですか、或いは家が焼失したといふような場合にはどれくらいの方法をやられるのか、同じ死亡者があつても、七人家族のうちの子供の家族だけが残つて、一番中心になる働き手の夫婦が倒れたといふような場合等も考えられるのであります。そういう場合には旧来の見舞金、あの不平のある見舞金でなく、あとの全家族が生かされる、生活のできる補償を考へておられるのかどうか。

○政府委員(根道広吉君) 只今の御質問のような場合の補償につきましては、これは民事特別法によつておりまして、この場合国家賠償金の例によりまして支出することになります。御存じのように占領時代におきましては、これが仰せられるように極めて僅かな

見舞金でお終ひになつてしまつたといふ事例があつたわけでありませう。今度国が直接にそういう損害を与えたと同じに扱ふということになつております。

○委員長(森崎隆君) 申し上げます。根道長官は衆参両院の内閣委員会から出席を求められております。できまゝならば同長官に対する質疑を先にお取計らい願ひたいと思ひます。

○北勝太郎君 最近陳情で聞いたのですが、接収地の問題で各地に反対が起つているのは御承知の通りなんです。北海道の門別町における接収地の問題が随分やかましいのであります。ところが門別町の一部には昨年から駐留軍がすでに演習地として使つておる分がある、その分に対して昨年損害の補償を申出た分が今にまだ補償が出て来ない、それがために貧民に対する関係があるので、そこで門別町では自分の金を立替えて何でも六、七十万と言ひましたか、それだけ立替えてすでに出しておるのだ、そういうような状況が今度の接収地の問題に更に反対に輪をかけておるようなことになつておるという事を聞いたのですが、一体どんな事情になつておるのであるのか。又これは門別町だけでなしに、全国的にそういうような例でもたくさんあるものであります。どうか、事情を伺いたい。

○説明員(大石孝章君) 門別の施設区域としての状況を御説明申し上げます。御承知の通り北海道の門別町の土地が占領期間中から使用せられておるわけでありませうが、目下問題になつておりますのは、その占領期間中の使用状況よりもつと擴大して、上陸演習場として相当広範囲に使用するという問題

でございます。占領期間中の使用に關しましては、民有地につきましては賃借契約をいたしておりました、その分の賃借料の支払といふものは国が管理をいたしておりました。ただそれに伴ひまして、定められた区域以外に若干不法に使つたと思はれるものがある、その補償問題、それからあそこで高射砲の実射演習なんかをやつた関係で、若干区域外の民家等に損害を受けたといふ事例がある次第でございます。その補償が終つておりませう。それから高射砲演習をいたします関係で、海岸の地先を若干制限するわけでありませう。そこでその漁業の補償は、占領期間中に見舞金として国がこれを給付いたしました次第であります。講和発効後まだそれが終つていない、いわゆる昭和二十七年度分の漁業の補償が終つていないという関係から、そういう先にお拡大使用したいといふような申出があつたので、前の補償も済んでいないのに拡大使用するとは、これはどうしたのかと御意見や何かがある、ありまして、そうしてそこは何と言ひますか、いろいろ現地のかた／＼は反対だといふような御意見、それから国としては、何とかあそこを上陸演習場として適當な施設であるから是非使わして頂きたいといふような交渉があるという、そういうような次第の土地でございます。

○北勝太郎君 今の御説明の通りに、占領中の分の未解決の分もあるでしようが、昨年の分と言ひますから恐らく占領後のいわゆる独立後の分もあるのではないかと、こがいう工合に思ひます。その分につきましては、随分たくさん書類を一件／＼にまあ百枚か、二

百枚もの書類を書かされて、何回も撤回されては出しているが、ちががあかん、こういうことで町が立替えて出しているというのであります。余り裕福な町でもないで恐らく町の当事者としても困つておると思うのですが、そういう問題を急速に解決を付ける御意思があるかないかということをお聞きしたい。

○政府委員(根道広吉君) 門別町の件につきましては、地元のほうの北海道知事、県当局の係官等にも私も直接の陳情を受けております。勿論我々といひまして、できるだけ速かにこれは解決せにやいかん、こればかりではございまして、全国においてそんな問題、補償に関する問題ならば、できるだけ速かに補償しなければならぬものと考えて日夜係りを督促しております。

○片柳眞吉君 長官が先をお急ぎのようでありまして、この問題を言つておきたいと思ふのですが、この問題はこの前の国会におきまして、私から実は質疑をいたしました件であります。なお私は政府のそのときの解釈には不満を持つておるわけでありまして、丁度長官も御出席でありますので、この機会に御質問したいと思ふのですが、通常生ずべき損失という観念につきまして、これは速記録を御覧になつたらわかると思ふのですが、前回の政府の御説明によりますと、平年の収益からこの制限下に挙げ得た収益を控除した差額の八割を、八〇%を以て通常生ずべき損失とする、こういう解釈を最終としておられました。私は最後はこれはもう第五条で裁判所へ持出して争う以外に途はないということで、時間もなかつた関

係で実は意見が物分れになつておるわけでありまして、どうもこの法律の提案の御趣旨から見てみましても、又第一条第一項のその事業の経営上損失をこうむつたときは、その通常生ずべき損失ということになりますと、引くべき元のは平年の、豊凶がありまして、それを平均した平年の収益から、こういうような施設の下で収益が挙げまされ、制限下に挙げ得た収益の差額の二〇%をやりまされ、法律の趣旨にも合わないではないかといひ、こういうことを強く主張もいたし、お願いもいたしたのであります。その差額の八割といふことで、なお今回は変りましてございせんかどうか、これは極めて重大な問題だと思ひまして、重ねて一つ……。

○川口爲之助君 損害の補償の対象となるものは第一条の第一項等において定める。その他のものは政令によつて定めるといふ……ここに一つの例を申上げるのであります。日本の海面を使用する射撃場、ここに射撃目標として無人飛行機を飛ばす。その飛行機はおのずから海中に墜落する。その墜落した飛行機が漁船の場合に網に引つかかつてしやうがない。漁船ができなわなければならぬといふことなんでしょう。一体それは政令によつて定められて特別の措置をとつて頂けるものであるかどうか、結局引揚げをしてもらうといふことがどこに該当するのがあるか、その点を一つお伺ひしたい。

○委員(長崎隆雄君) 川口委員に申し上げますが、片柳委員から御質疑がありましたのでございまして、それに関連する御質問かと思ひまして、御発言を

お願いいたしましたのですが、関連がないようでありますから、暫らくお待ちを頂きまして、片柳委員の御質疑を先に解決したいと思ひます。

○千田正君 片柳委員の質問に附随して聞きたいことがあります。片柳委員の疑義に対して私も賛成をしますが、この通常生ずべき損失並びにこの明快なる御解釈と、それから先般この問題について片柳委員の質問に対して、政府はこの算定の基礎が大体八〇%、こういうことを申されておりますが、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基いて日本国内においてそういう問題が惹起した場合において、日本国はその完全なる損害の補償にあらずして、八〇%であるといふようなことが、一体単なるこれは日米間の申合せによつてその算定の基礎が定められておるのか、それとも条約の明文において全部損害を補償すべきであるといふふうに解釈すべきであるか、その点の明快なるお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(根道広吉君) 只今の八割といふ問題ですが、補償をいたしましては、生じた実損額を補償するといふ建前なのであります。八割と申しますのは平年作の八割を以て実損額といふふうに計算をする。計算の一つの方法として考へておつたといふことの御説明を、前に前不動産部長より説明してあつたかと思ふのであります。これにつきましては、この八割とするのが妥当であるかどうかという問題は勿論ござい

に、平年作の八割を以て実損額と見ると、こういうふうな考え方になつております。これが甚しく実情に副わぬといふような事情がありますれば、この点は将来に向つて直さなければならぬという問題は又起るかとも存するわけでありまして。

○千田正君 そこが甚だ我々としては不満なことであつて、いわば八〇%といふことを切らなくちやならないならば、なぜそれを第一条に謳わないか、その事業経営上損失をこうむつたときは、その損失を補償する。損失の二六〇%でもないでしやう、八〇%でも補償するといふ以上、八〇%も国は常識として考へておる。それを平均年数の八〇%しか補償しないといふことであつたならば、なぜこれは損失の一部を補償するといふ条文中にしないか、損失を補償するといふなら一〇〇%損失補償するのが私は当然の国の補償である、かように考へるが、如何ですか。

○片柳眞吉君 この前と同じようなことですが、多少長官の答弁は前回よりも含蓄のある答弁と拝聴したわけですが、今千田さんからも言われましたように、基準とすべきベースは平年の収益になつて、豊凶なり豊漁をプラス、マイナスして平年収益だとし、而もそれから引くのは、この平均化で實際上挙げ得た収益でありますので、これを引いたものをまる／＼見ません、どうしてもこの法律の趣旨に合ないのじやないか。この前の政府委員の答弁をやや説弁と言へば失礼であります、二割減らしたのは、一つには他

のまあ漁業なら漁業が余り仕事がないので、他の仕事があつて他の仕事の収入が一部あるんではないだらうか、これはそうなるて来れば、私は前回にも申し上げたんですが、農業経済なり、漁業経済の損失を補償する、これが漁業が駄目になつたから、ほかの仕事やつて行くといふのは、これは経済全体を補償するのであれば他の収益を見ることも正しいかも知れませんが、第一条では明確に「農業、林業、漁業又は政令で定めるその他の事業を営んでい

た者がその事業の経営上損失をこうむつたとき」といふので、漁業なり、林業なり一本でこれを見ています。ですから雑収入といふことを見て行きますと、これは議論が非常に複雑して来はなだらうか。それからもう一つは前の速記録にもありますが、要するに事業経営上の危険負担が少なくなつて来ておるんですから、それも加味して、まあ八割に査定したと、これは甚だやむを得ずという事業の制限を受けておるもので、やはりむしろ或いは危険は多いかも知れないといふことも言えるわけですが、ですから八割にするといふことは、どうしても私は折角作られた法律の規定としては、折角のところでも非常に歪曲された運営になるのではないかと。この上はどうも水掛論になるので、第四条で訴えを起して裁判官の判定に待つよりかは途がないのではないかと。ここで一応終つたわけですが、私はこれは決して無理を言つておるわけではないのであります、平年収益から毎年の二割の収益を引いたもの、全部やらん、これを損失なりといふことは却つてお

かしんじやないか。重ねて千田委員の御質問と関連して更にこれを改めるという御意思はつきりすれば、これ以上問ひ質さんつもりですが、重ねて一つ御答弁願ひたい。

○政府委員(根道広吉君) この点につきましては、いろいろな方面から御議論があるのであります。この現在使っております基準を作り直すにつぎましても、随分いろいろと御異存があつたことと私も承知しております。併しながら我々のいたします補償と言いますのは、内輪の補償をするというわけではなくて、実損を補償するという建前であります。それは間違ひのないことであります。その実損の計算の方法をそうすることが正しいかどうかという問題になるだろうと思ふのであります。これが果して実損より本当の意味で内輪のものだということになりますれば、我々として又直さねばならぬというところに自然なつて来るのであります。これは私も決して永久に直さんものだと決して申上げるわけにはいかないのであります。

○千田正君 どうも今の長官の御説明だというと、損害を受けたものが損害を要求する場合は、多少掛けて要求しておるようなふうに見えるから、八〇%にするがごとくお答えのように感ずるんですが、先ほど片柳委員が言う通り、三十九年なら三十九年の平均のアヴァレジをとつたものとするならば、或る場合には三年のうちには非常に収獲の多い場合もある、或る場合には不足な場合もある、そのアヴァレジをとつた平均のものであるならば、完全に払つて決して差支えないと我々は考へるのであつて、更にそれから二〇%を減

らすということになると、どうも要求する農民なり漁民を、甚だどうも如何にもこれは過大な要求をあなたにたしてゐるように見えるのであつて、国はむしろ完全にそういう基礎算数がわかつておるならば、一〇〇%補償することによつて、現在問題の起きている基地問題などは解決できると我々は考へるのであつて、むしろ国としては要求するものに対しては万全の措置を講じて、こうして安心して基地を提供させるような気持を起すようなことを考へてやらんという、こういう問題はますます紛糾するだけであると我々は考へるのであります。善処を要望いたします。

○片柳眞吉君 私もこれ以上は質問しても同じ御答弁だと思ふのであります。が、ともかくやはり八割ということにつきましては、どうしても合点が行きませんので、重ねて一つ政府部内において、もう一遍これは検討して頂きたいということを強く要望しておきたいと思ひます。それからもう一点、これはまだはつきり勿論参議院としては正式の取上げの問題ではないと思ひますが、衆議院のほうでこの法律案を修正いたしましたして、まあこれは政府原案は公布の日から施行ということで、今後の損失補償という考へであるわけでありますが、これを適及して駐留軍等が駐留した以後の行為全部に遡及するといふような修正案が大体通りそうなのであります。これは私は趣旨としてはこのほうが均衡論として正しいと思ひます。で、これが修正案が通過した場合に予算的措置はどうなりますか。又正確な計算はむづかしいと思ひますが、或る程度過去のものが出て参りますので、予算上にも相当の影響を持つて来ると思ふのであります。その修正案が通つた場合の予算的措置については支障がないかどうか、その点を一つお示し頂きたいと思ひます。

○政府委員(根道広吉君) 只今片柳委員の御質問の点でございますが、この点につきましては、実際の補償は占領があつて駐留軍が来たときからするといふ予定を以てこれは作つておる法律でございます。只今のような議論が出ましたのは、法案にそれを明確に書いておかないと廻り得ないというやうな問題が生じはしないかという虞れがある、こういう意見でありまして、我々は御説明は、その当時に實際上溯つてやるのであると、こう説明しておりますので、又そのつもりで準備しておりますので、予算その他に關しましては大丈夫だと存じております。

○委員長(森崎隆君) 川口委員には失礼いたしました。さつきの川口委員の御質疑は、墜落した飛行機が漁撈の操業に及ぼす影響に關する問題であつたと思ひます。御答弁を頂きます。

○政府委員(根道広吉君) 先刻お尋ねの事例に關します補償は、行政協定十八條等によりまする米軍關係の一種の不法行為であると思ひます。その關係におきまして補償はなされるものと考へております。

○川口爲之助君 実は今日までの経験によりますと、その引揚作業が適当に行われていない、何人の責任においてこれを引揚げてくれるかということがわからぬ、従つて漁撈をする場合に網を切られる、漁撈ができないといふことに相成るのであります。とにかくこれを引揚げてくれればよろしいので

す。今おつしやる行政協定第十八條によつて処理して下さるということになれば、従つてその飛行機の残骸を引揚げてくれるということを行政協定によつてやつてもらふということに相成ると思ひますが、如何でしょう。

○説明員(鈴木昇君) 只今根道長官からお答え申上げましたことは、水面、海面等で、施設区域といたしまして駐留軍に提供しておるものの中に落ちた飛行機の残骸、その外に落ちたもの、この二つに分けて処理ができるものと考へるわけでございますが、一般に提供水面以外のところに墜落いたしました飛行機の残骸の取片付け等につきましては、先ほど長官からお答えいたしましたように、米軍の不法行為といたしまして行政協定十八條による補償がなされるわけでございます。その他のものにつきましては、特別損失補償法によりまして、その事業の経営上こゝろむる損害といたしまして、それらの引揚作業に要する費用等を補償するといふことになるものと考へております。

○川口爲之助君 行政協定によつて……

○説明員(鈴木昇君) いや、そうでなく、特別損失補償法の第一條の事業の経営上損失をこうむつたものといふことにいたしましたして、処理が可能のものと思ひます。

○委員長(森崎隆君) ほかに御発言ございませんでしうか。ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(森崎隆君) 速記を始めて下さい。

○委員長(森崎隆君) 本連合委員会は

今回を以て終了することにいたしましたして御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(森崎隆君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。それではこれを以て散會いたします。

午後二時五十分散會